

津市保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金交付要綱

令和 5 年 8 月 4 日 訓第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に所在する民間保育所等における保育士等の確保及び定着を図るため、新たに民間保育所等に正規職員の保育士等として雇用された者に対し、保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）であって、国（国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置したものをいう。
- (2) 保育士等 保育士、保育教諭及び幼稚園教諭をいう。
- (3) 正規職員 民間保育所等を運営している事業者（以下「事業者」という。）に直接雇用され、勤務時間が 1 日当たり 6 時間以上かつ 1 月につき 20 日以上のものであって、当該雇用が 1 年以上継続する見込みのものをいう。

(支援金の種類)

第 3 条 支援金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 就職準備金
- (2) 就労継続支援金

(交付の対象)

第 4 条 就職準備金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就職準備金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日付けで新たに正規職

員の保育士等として雇用された者

- (2) 保育士等として雇用される前の直近2年以内において本市の区域内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設又は幼稚園に勤務した経験がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就職準備金の交付の対象としない。

- (1) 施設長、園長、所長、管理者その他これらに準ずる者として、事業者に雇用されている者
- (2) 事業者の役員である者
- (3) 過去に就職準備金の交付を受けた者

3 就労継続支援金の交付の対象となる者は、就職準備金の交付を受けた者であって、その雇用された日から当該雇用が2年以上継続する見込みであるものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 就職準備金 100,000円
- (2) 就労継続支援金 100,000円

(交付の申請)

第6条 就職準備金の交付を受けようとする者（以下「就職準備金申請者」という。）は、保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、雇用された日の属する月の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 履歴書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 就労継続支援金の交付を受けようとする者（以下「就労継続支援金申請者」という。）は、申請書に在職証明書を添えて、雇用された日から起算して1年を経過した日の属する月の初日から末日までの間に市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条各項の規定による提出があったときは、速やかに内容を審査の上、交付の可否を決定し、就職準備金申請者又は就労継続支援金申請

者に対し、保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金交付決定通知書（第2号様式）又は保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金申請却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（支援金の返還等）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この訓の施行後4年を経過した場合において、支援金の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電 話

保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金の交付を受けたいので、津市保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 支援金の種類（該当する支援金に☑を入れてください。）

☐就職準備金

☐就労継続支援金

2 交付申請額 _____ 円

3 勤務内容

(1) 施設名（事業者名）_____（_____）

(2) 雇用された日 _____ 年 月 日

(3) 勤務時間 _____ 日／月 （ _____ 時間／日）

※ 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第7条関係）

保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金交付決定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支援金の種類

☐ 就職準備金

☐ 就労継続支援金

2 交付決定額 _____ 円

第3号様式（第7条関係）

保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金申請却下通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった保育士・幼稚園教諭等就労開始支援金について、次の理由により却下することを決定しましたので通知します。

理由